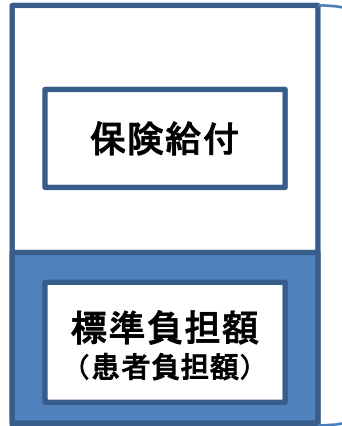


入院時の食費・居住費について

①現行制度

保険給付
=①基準額(食費・居住費の提供に必要な額)から、②標準負担額(患者が負担する額)を除いた額



②経緯

平成6年10月

食費に係る負担を導入(食材料費のみ)

※ 標準負担額については、600円(1日)→760円→780円
→260円(1食)に変遷

平成17年10月

介護保険法改正→介護保険施設の食費(食材料費+調理費(調理員の人件費))・居住費(光熱水費)を利用者負担

平成18年10月

療養病床に入院する65歳以上の方に、食材料費に加え、調理費及び居住費の負担を導入

③標準負担額

区分	一般病床に入院する方	療養病床に入院する方	(参考) 介護保険施設(多床室) に入所している方
65歳以上の方	(食費)1食260円 (居住費)負担なし	(食費) <u>1食460円</u> (居住費) <u>1日320円</u> ※	(食費) <u>1日1380円</u> (居住費) <u>1日320円</u>
65歳未満の方	(食費)1食260円 (居住費)負担なし	(食費)1食260円 (居住費)負担なし	(食費) <u>1日1380円</u> (居住費) <u>1日320円</u>

※難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は、一食あたり260円(居住費の負担はなし。)

④事業仕分け時の主な指摘事項



「見直し行う」(入院時の食費・居住費の見直し)

次の方にも調理費(調理員の人件費)や居住費(光熱水費)を負担していただくべきではないか。

- ・ 一般病床に入院する方
- ・ 療養病床に入院する65歳未満の方